

株式会社の登記の申請をする方へのお知らせ

商業登記制度において

代表取締役等住所非表示措置

が始まります。

「代表取締役等住所非表示措置」とは、一定の要件の下*1、株式会社の代表取締役等*2の住所の一部を登記事項証明書等*3に表示しないこととする制度であり、令和6年10月1日から始まります。

役員に関する事項

東京都千代田区
代表取締役

法務太郎

非表示のイメージ

補足情報

- *1 特定の登記申請と同時に非表示を申し出ることや所定の書面を添付することなどの要件があります。詳しくは、法務省ホームページを御確認ください。
- *2 株式会社（特例有限会社は除きます。）の代表取締役、代表執行役又は代表清算人が対象であり、株式会社以外の会社や法人等の代表者は、対象外です。
- *3 登記事項証明書、登記事項要約書及び登記情報提供サービスにおいて非表示となります。

注意事項

- 代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、融資を受ける際や取引の際に支障が生じる可能性があります。
そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な御検討をお願いいたします。
- 代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、会社法に規定する登記義務が免除されるわけではありません。代表取締役等の住所に変更が生じた場合には、その旨の登記の申請が必要です。

法務省民事局

詳しくは、法務省ホームページへ

代表取締役等住所非表示措置

検索

